

鎌 環 審 第 2 号  
令和6年(2024年) 月 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市環境審議会  
会長 亀山 康子

「地域脱炭素化促進事業」の策定について（答申）

令和4年(2022年)10月17日付け鎌環政第959号をもって本審議会に諮問のあった「地域脱炭素化促進事業」について、以下のとおり結論を得ましたので答申します。

本審議会は、令和6年(2024年)10月7日までに7回の審議を行いました。それらの議論を踏まえ整理された別添の「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）(案)」は、市の施策実現に向けた適切なものと考えます。

併せて、その実施にあたり特に留意すべき点を改めて申し述べます。

1 長期的な視点をふまえること

地球温暖化対策は2030年度に解決される問題ではなく、2050年カーボンニュートラルを見据えた道筋の途中に2030年度があると捉えることが肝要です。最終的にどのようなまちをつくっていくのか、どのような建物とするのか等、時間をかけて取り組む施策についても考慮し、長期的な視点をもって進めてください。

2 鎌倉市の特性をふまえること

鎌倉市における二酸化炭素排出量は、産業部門以外でも家庭部門及び業務部門が一定の割合を占めることから、脱炭素社会実現のためには、市民が行動変容を起こすことが重要です。その際、環境教育や普及啓発、再生可能エネルギーの導入といった一般的な取組だけでなく、建物の断熱等による省エネや交通対策など、鎌倉市の特性を踏まえた取組も併せて進めてください。

3 市民への情報伝達を工夫すること

市民の行動変容を促すには、情報をわかりやすく伝えていくことが大切です。

行動変容によって具体的にどのような効果があるのか、また取り組む際に受けられる支援やメリットについて、具体的にイメージし易い形での定期的な周知を行うなど、インセンティブが働く取組を進めてください。

#### 4 事業者連携の仕組みを検討すること

事業者の行動変容を促進するためには、ネットワーキングの構築が重要です。優れた取組の共有や、先進的な事業者のノウハウ等を他の事業者にも横展開できる仕組みを検討してください。

以上